

## 第32回(令和8年度)アートスタジオ五日市 アーティスト・イン・レジデンス事業招へい者募集要項

### 1 目的

国内外で活躍中の版画を制作する若手芸術家を招へいし、国籍を越えて芸術家が共に創作する機会を提供し、若手芸術家の発掘・育成を図るとともに、作品の発表や芸術家と地域住民等との交流を図ることにより、芸術や異文化についての相互理解を深め友好親善の促進に寄与することを目的とする。

### 2 主催者及び実施主体

アートスタジオ五日市アーティスト・イン・レジデンス事業は、あきる野市教育委員会が主催し、アートスタジオ五日市運営委員会が運営する。

### 3 招へい者

招へい者は、外国人1人、日本人2人とする。

### 4 招へい期間

招へい期間は、令和8年9月1日から同年11月30日までの3か月間とする。

### 5 招へいの条件

#### (1) 外国人

- ① 日本と国交がある外国籍を有する個人で、原則として40歳以下の者
- ② 日常会話が可能程度の英語の言語能力を有し、健康である者
- ③ 他の招へい者との共同生活や創作活動において、協調性を有する者

#### (2) 日本人

- ① 日本国籍を有し、原則として40歳以下の者
- ② 日常会話が可能程度の英語の言語能力を有し、健康である者
- ③ 他の招へい者との共同生活や創作活動において、協調性を有する者

### 6 助成

- (1) 招へい者に対し、27万円のアートスタジオ五日市レジデンスの助成をする。(月々9万円)
- (2) 外国人招へい者に対し、居住地から日本までの往復の航空運賃を支給する。但し12万円を限度とする。

### 7 応募方法

- (1) アートスタジオ五日市アーティスト・イン・レジデンス事業の招へい者に応募しようとする者は、所定のフォーム (<https://logofom.jp/form/KPgt/1111322>) に必要事項を入力し、推薦状をアップロードする。また、作品10点の画像と各作品の説明を所定のフォーム (<https://logofom.jp/form/KPgt/1548227>) にアップロードし、いずれも令和8年6月21日(日)までに提出するものとする。
- (2) 推薦者(機関)は、推薦状にコメントおよび必要事項を記入するものとする。当該推薦状は応募者によって上記の期日までに所定のフォームに提出されるものとする。

### 8 招へい者の決定及び連絡

招へい者の決定は、アートスタジオ五日市運営委員会が行い、令和8年7月8日(水)までに応募者及び推薦者に合否を連絡するものとする。

### 9 選考委員

池田良二(武蔵野美術大学名誉教授)  
滝沢恭司(新潟市美術館特任館長)  
吉田亜世美(版画家)  
高浜利也(武蔵野美術大学教授)  
今井庸介(版画家 アートスタジオ五日市招へい経験者)  
内倉雅美(戸倉西部自治会員)  
中島徹也(戸倉東部自治会員)

#### 1 0 作品の寄贈

招へい者は、招へい期間終了時において、2種類以上の作品をあきる野市に寄贈するものとし、寄贈作品の選定はアートスタジオ五日市運営委員会が行う。また、寄贈作品の所有権および著作権はあきる野市に帰属する。

#### 1 1 注意事項

アートスタジオ五日市運営委員会は、招へい者を対象とする傷害保険に加入するが、補償範囲外の事故・病気などは、招へい者の責任によるものとする。